

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第84号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

都市公園法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項並びに法第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定による公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「公園施設の設置等」という。）の許可の申請は、当該公園施設の設置等を開始しようとする日の20日前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

第 2 条第 2 項中「前項の」を「法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による」に改め、「（第 4 号様式）」を削る。

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「条例第 4 条第 2 項及び第 3 項」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項」を「条例第 4 条第 2 項又は第 3 項」に、「前項の許可に係る」を「条例別

表第3に掲げる公園施設（以下「条例別表第3施設」という。）のうち東山公園展望塔以外の公園施設における条例第4条第1項第1号に掲げる行為の許可に係る」に改め、「（第5号様式）」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条第3項を削る。

第7条第1項中「使用申込書（第7号様式）」を「次に掲げる事項を記載した使用申込書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) 有料公園又は有料公園施設の名称
- (3) 使用期日及び供用時間の区分
- (4) その他市長が必要と認める事項

第7条第2項を次のように改める。

- 2 前項の使用申込書の提出は、書院、猿面望嶽茶席、又隠茶席、織部堂、名古屋城本丸御殿孔雀之間及び庭園本館を使用する場合にあつては使用しようとする日の属する月の前6月以後、庄内緑地陸上競技場、普選記念壇、奏樂堂、鶴々亭、記念館及び桐蔭茶席を使用する場合にあつては使用しようとする日の属する月の前3月以後、その他の施設を使用する場合にあつては使用しようとする日の属する月の前2月以後において行うことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

第10条第1項中「第2条から第4条まで」を「第2条、第3条」に改める。

第18条第3項第1号の表中

「

アーチェリー場				1,000円
グリーンプラザ 室内広場				1,000円
動植物園	360円	320円	1,400円	
展望塔	180円	160円	800円	

名古屋城	360円	320円	1,400円	
------	------	------	--------	--

」

を

「

アーチェリー場				2,000円
グリーンプラザ 室内広場				2,000円
動植物園	540円	480円	2,200円	
展望塔	180円	160円	800円	
名古屋城	630円	560円	2,700円	

」

に改める。

第19条中「使用料減免申請書（第10号様式）」を「減免申請書」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

（届出事項）

第21条の2 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は条例第4条第1項本文若しくは第3項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を速やかに書面により市長に届け出なければならない。ただし、第1号の場合にあつては、承継人が届け出るものとする。

(1) 相続又は法人の合併その他の事由により、当該許可を受けた者の地位を承継した場合

(2) 法人である当該許可を受けた者の代表者を変更した場合

(3) 当該許可を受けた者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更した場合

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による届出にそれぞれの事実を証する書面を添付させることができる。

第22条中「条例又は」を「法、条例又は」に改め、「名古屋市公園施設指定管理者指定申請書」の次に「、条例第7条第2項又は第8条第2項に規定する申請書」を、「規定する書類」の次に「その他市長が定める書類」を加える。

別表第1中「野並公園野球場」の次に「、大森中央公園野球場」を加え、

「

正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場（ 東山公園）	1月2日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その 日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日） を除く。		午前8時45分から 午後5時まで
展望塔前駐車場 （東山公園）（ 有料公園施設と して供用する場 合に限る。）	1月2日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その 日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日） を除く。		午前8時45分から 午後5時まで
緑橋南駐車場 植田山駐車場（ 東山公園）	催物その他の行事（以下「 行事」という。）の開催期 間のうち市長が指定する期 間		午前8時45分から 午後5時まで
駐車場（荒子川 公園）（有料公 園施設として供 用する場合に限 る。）	行事の開催期間のうち市長 が指定する期間		午前8時45分から 午後4時30分まで

」

を

「

正門前駐車場 北園門前駐車場	1月2日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その		午前8時45分から 午後5時まで
-------------------	---------------------------------	--	---------------------

植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場 緑橋南駐車場 植田山駐車場（ 東山公園）	日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日） を除く。		
展望塔前駐車場 （東山公園）（ 有料公園施設と して供用する場 合に限る。）	1月2日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その 日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日） を除く。		午前8時45分から 午後5時まで
駐車場（荒子川 公園）（有料公 園施設として供 用する場合に限 る。）	催物その他の行事（以下「 行事」という。）の開催期 間のうち市長が指定する期 間		午前8時45分から 午後4時30分まで

に、

「

駐車場（鶴舞公 園）	1月4日から12月28日まで		午前0時から午後 12時まで。ただし、 入庫の取扱い時間 は、午前4時30分 から午後12時まで とする。
白川前駐車場（	1月1日から12月31日まで		午前0時から午後

若宮大通公園)		12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、午前7時から午後9時まで）。ただし、入出庫の取扱い時間は、午前7時から午後9時までとする。
---------	--	-------------------------------------------------------------------------------

を

「

駐車場（鶴舞公園）	1月4日から12月28日まで	午前0時から午後12時まで
白川前駐車場（若宮大通公園）	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで

に改める。

別表第2 1 駐車場の使用料の表中

「

東山公園	駐 車 場	1台1回	
		大型自動車	2,000円
		普通自動車	800円
		自動二輪車及び原動機付自転車	400円
荒子川公園		1台1回	
		大型自動車	1,200円
		普通自動車	500円
戸田川緑地			

		自動二輪車及び 原動機付自転車	150円
白鳥公園		1台1回 大型自動車	1,200円
		普通自動車	300円
		自動二輪車及び 原動機付自転車	150円
名城公園		1台1回 大型自動車	600円
		普通自動車	180円
		自動二輪車及び 原動機付自転車	100円

」

を

「

東山公園	駐車場	1台1回 大型自動車	2,500円
		普通自動車	1,000円
		自動二輪車及び 原動機付自転車	500円
荒子川公園		1台1回 大型自動車	1,500円
		普通自動車	600円
		自動二輪車及び 原動機付自転車	200円
戸田川緑地		1台1回 大型自動車	1,200円
		普通自動車	500円
		自動二輪車及び 原動機付自転車	150円

白 鳥 公 園	1 台 1 回 大型自動車 2,000円 普通自動車 500円 自動二輪車及び 原動機付自転車 200円
名 城 公 園	1 台 1 回 大型自動車 600円 普通自動車 250円 自動二輪車及び 原動機付自転車 150円

に改め、同表備考中「名城公園（正門前駐車場に限る。）」の次に「鶴舞公園」を加え、「4,000円」を「8,000円」に改める。

別表第2 2 条例別表第2 備考第3号による指定有料公園施設の使用料の表中

「

陸 上 競 技 場	早朝	1,100円	1,600円	600円
	薄暮	800円	1,600円	
野 球 場（1面）	早朝	800円	1,100円 (800円)	400円
	薄暮	600円	1,100円	
テニスコート（1面）				
鶴舞公園テニスコート	早朝	800円	1,200円	400円
その他の公園のテニスコート	早朝	400円	600円 (400円)	200円
	薄暮	300円	600円	
球 技 場	早朝	1,100円	1,600円	600円
	薄暮	800円	1,600円	

」

を

「

陸上競技場	早朝	1,600円	2,400円	900円
	薄暮	1,200円	2,400円	
野球場(1面)	早朝	1,200円	1,600円 (1,200円)	600円
	薄暮	900円	1,600円	
テニスコート(1面)				
鶴舞公園テニスコート	早朝	1,200円	1,800円	600円
その他の公園のテニスコート	早朝	600円	900円 (600円)	300円
	薄暮	400円	900円	
球技場	早朝	1,600円	2,400円	900円
	薄暮	1,200円	2,400円	

」

に改める。

別表第3中

「

名城公園	駐車場	30分利用できる駐車券 11枚つづり 又は11枚組	1冊 1,800円
鶴舞公園			1冊 2,000円
若宮大通公園			1冊 1,800円

」

を

「

名城公園	駐車場	30分利用できる駐車券 11枚つづり 又は11枚組	1冊 2,500円
鶴舞公園			1冊 2,000円
若宮大通公園			1冊 1,800円

」

に改める。

第1号様式から第8号様式の13までを次のように改める。

第1号様式から第8号様式の13まで 削除

第10号様式を次のように改める。

第10号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1の改正規定（駐車場（鶴舞公園）の項及び白川前駐車場（若宮大通公園）の項に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定並びに附則第5項の規定は同年6月1日から、第18条第3項の改正規定及び別表第1の改正規定（緑橋南駐車場に係る部分及び植田山駐車場（東山公園）に係る部分に限る。）並びに附則第4項の規定は同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「新規則」という。）別表第2 1駐車場の使用料の表の規定（東山公園に係る部分を除く。）は、令和8年6月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第2 1駐車場の使用料の表の規定（東山公園に係る部分に限る。）及び別表第2 2条例別表第2備考第3号による指定有料公園施設の使用料の表の規定は、一部施行日以後の利用に係る使用料について適用し、一部施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に定期観覧券又は回数券の交付を受けている市内に住所を有する65歳以上の者に係る使用料の減免の額については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて発行されている普通自動車回数駐車券による令和8年6月1日以後における名城公園駐車場の利用については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書及

び申込書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

7 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可証は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

8 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

9 名古屋市久屋大通公園条例施行細則（令和元年名古屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第7条第1項中「条例別表第1施設（）」を「条例別表第1に掲げる公園施設（以下「条例別表第1施設」という。）（）」に改める。